\bigcirc 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令第六十九号)

改正案	現
1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務	1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務
局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は	局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は
証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法(昭和二十三	証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法(昭和二十三
年法律第二十五号)第二十六条(同法第二十七条において準用する	年法律第二十五号)第二十六条(同法第二十七条において準用する
場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二	場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二
十二の二第二項において準用する場合を含む。)及び第二項、第二	十二の二第二項において準用する場合を含む。)及び第二項、第二
十七条の三十第一項、第二十七条の三十五、第百八十五条の五並び	十七条の三十第一項、第二十七条の三十五、第百八十五条の五並び
に第百八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条	に第百八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条
の七第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法	の七第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法
律(平成十九年法律第二十二号)第二十条第六項及び第七項の規定	律(平成十九年法律第二十二号)第二十条第六項及び第七項の規定
により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限	により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限
りでない。	りでない。
一~三十三 (略)	一~三十三 (略)
三十四 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三	(新設)
年法律第百十三号)第四十二条第二項	
2~4 (略)	2~4 (略)
別紙様式1~4 (略)	別紙様式1~4 (略)